



平成18年
3月定例会

一般質問

市政を スバリ 問う

本定例会での一般質問は、
3月8日から10日までの3日
間行われ、12人の議員が質問
しました。

その質問と答弁の要旨をお
知らせします。

※原稿は議員本人によるものです。

今回の農政改革 法人化にむけての問題は

問 法人化した場合の出資
金個人の農地の所有権は、
どうなるのか。

農政課長 出資金の口数、
また単価、そういったもの
には制限はないが、一口当
りの金額は、均一にしなけ
ればならない。農地の関係
で、耕作権については法人
の方へ移転する。しかし個
人の農地の所有権は法人に
移転する必要はない。

問 法人化に参加した場
合、農業者年金受給者と、
一括贈与を受けてある人は、
どうなるのか。

農業委員会事務局長 老齢
年金のみの方は影響はない。
また経営移譲年金をもらっ
ている人は、農業生産法人
の場合、後継者の方と使用
貸借の解約をし、法人と利
用権等の手続きをとれば受
給停止にはならない。一括
贈与を受けられてある人は、
一定の要件をクリアすれば
平成17年4月1日から平成
20年3月31日までの3年間

坂本
好教
議員

のうちに法人と使用貸借に
よる権利の設定を行い、2
ヶ月以内に税務署に届けれ
ばよい。

新介護保険法に ついて問う

問 介護保険制度、4月の
改正でどう変わるのか。

健康づくり課長 要介護認
定区分を6段階から7段階
に変え、今迄の要支援は要
支援1に、要介護1が要支

援2と要介護1に分けられ、
要支援1・要支援2に限定
して予防給付サービスが提
供される。

問 地域包括支援センター
とは。

健康づくり課長 地域にお
ける高齢者やその家族に対
する総合的な相談支援、介
護予防、マネジメントを行
う地域の中核機関として創
設される。健康づくり課の
中に設置する。



健康づくり課内の地域包括支援センター